

# 板橋区農業経営改善計画の認定手続等に関する要綱

(令和元年8月8日区長決定)

## (目的)

第1条 この要綱は、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)に基づき、板橋区(以下「区」という。)に提出される農業経営改善計画(以下「改善計画」という。)の認定手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (対象)

第2条 改善計画の認定の対象は、区内に住所がある者で、区内に所有する農地において農業経営を行っている農業者とする。

## (申請)

第3条 法第12条第1項に規定する改善計画が適当である旨の認定を受けようとする者(以下「申請者」という)は、板橋区農業経営改善計画認定等申請書(第1号様式)を板橋区長(以下「区長」という。)宛てに提出するものとする。

## (認定等)

第4条 区長は、前条に規定する申請があったときは申請書の審査を行い、適当と認め認定するときは板橋区農業経営改善計画認定等通知書(第2号様式)により、認定をしなかったときは板橋区農業経営改善計画不認定等通知書(第3号様式)により申請者に通知する。

## (変更)

第5条 前2条の規定は、法第13条第1項に規定する改善計画の変更の認定について準用するものとする。

## (報告等)

第6条 区長は、法第12条第1項に規定する認定又は法第13条第1項に規定する変更の認定を受けた者(以下「認定農業者」という。)の改善計画の達成に必要があると認めるときは、認定農業者に対し報告を求め、又は実態調査を行うことができるものとする。

2 区長は、前項の規定による報告又は実態調査の結果、改善計画の達成に必要があると認めるときは、認定農業者に対し助言を行うことができるものとする。

## (届出)

第7条 認定農業者が死亡したときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による当該認定農業者の死亡に関する届出義務者は、その旨を区長宛てに届け出るものとする。

(認定の取消し)

第8条 区長は、法第13条第2項の規定による改善計画の認定の取消しをしたときは、その旨を板橋区農業経営改善計画認定取消通知書(第4号様式)により、当該認定農業者宛てに通知するものとする。

(意見聴取)

第9条 区長は、第4条の認定、第5条の規定による農業経営改善計画の変更の認定又は前条の規定による農業経営改善計画の認定の取消しをしようとするときは、あらかじめ農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号)第14条第2項の規定により、板橋区農業委員会の意見を聴くものとする。

(認定農業者支援チーム)

第10条 区長は、この要綱の規定に基づき認定を受け、又は受けようとする者を支援するため、板橋区認定農業者支援チーム(以下「支援チーム」という。)を設置する。

2 支援チームは、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 農業者の経営改善の相談に関すること。
- (2) 改善計画の作成及び変更の指導に関すること。
- (3) 認定農業者が改善計画に定めた目標を達成するための支援に関すること。
- (4) その他認定農業者に係る制度の普及及び推進に関すること。

3 支援チームは、別表に掲げる者で構成する。

4 支援チームの庶務は、赤塚支所産業経済部都市農業係において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、産業経済部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和元年8月8日から施行する。

別表(第10条関係)

東京都農業振興事務所代表者
東京都中央農業改良普及センター代表者
一般社団法人東京都農業会議代表者
東京あおば農業協同組合代表者
板橋区産業経済部赤塚支所長

第1号様式（第3条、第5条関係）

板橋区農業経営改善計画認定等申請書

年 月 日

(宛先) 板橋区長

申請者	住 所				
	氏 名			印	
	生年月日	年	月	日生	( 歳)
申請者	住 所				
	氏 名			印	
	生年月日	年	月	日生	( 歳)
申請者	住 所				
	氏 名			印	
	生年月日	年	月	日生	( 歳)
申請者	住 所				
	氏 名			印	
	生年月日	年	月	日生	( 歳)

別添の農業経営改善計画について、その { 認定  
変更の認定 } を申請します。

板橋区農業経営改善計画認定等申請書

年 月 日

(宛先) 板橋区長

申請者住所  
氏名

印

年 月 日生 ( 歳)

□板橋区農業経営改善計画の認定手続等に関する要綱の第3条に基づき、次の農業経営改善計画の認定を申請します。

農業経営改善計画							
①目標とする営農類型							
②経営改善の方向の概要	(年間農業所得及び年間労働時間の現状及び目標)						
	現状			目標(5年後)			
	年間農業所得	千円		千円			
	年間労働時間	時間		時間			
③農業経営規模の拡大に関する目標	作目・部門名	現状			目標(5年後)		
		作付面積 飼養頭数	生産量	販売額	作付面積 飼養頭数	生産量	販売額
	経営面積合計	延面積		延面積			
	区分	地目	所在地(市町村名)	現状		目標(5年後)	
	所有地						
	借入地						
	特定作業受託	作目	作業	作業受託面積	生産量	作業受託面積	生産量
	作業受託	作目	作業	現状		目標(5年後)	
単純計							
換算後							
農畜産物の加工・販売 ・その他の関連・付帯 事業	事業名	内容		現状		目標(5年後)	

④機械・施設	機械・施設名	形式、性能、規模及びその台数	
		現状	目標(5年後)
⑤農用地の利用条件	現状		目標(5年後)
⑥作合理化に関する目標	作目・部門別	現状	目標(5年後)
⑦経営管理の合理化に関する目標	現状		目標(5年後)
⑧農業従事の態様等の改善に関する目標			
⑨目と標る達べきの措た置めに	経営改善の目標	措置	

参考・経営の構成	氏名 (法人にあっては 役員の氏名)	年齢	代表者との続柄 (法人にあっては役職)	年間農業従事日数(日)			
				現 状		見 通 し	
				担当業務	年間農業 従事日数(日)	担当業務	年間農業 従事日数(日)
雇 者	常時雇用(年間)	実人数	現状	人	見通し	人	
	臨時雇用(年間) (パート、ボランティア、 研修生など)	実人数	現状	人	見通し	人	
		延べ人数	現状	人	見通し	人	
(参考) 他市町村の 認定状況	認定市町村名		認定年月日		備考		



第2号様式（第4条、第5条関係）

番 号  
年 月 日

板橋区農業経営改善計画認定等通知書

(宛先)

板橋区長



年 月 日付けで申請のあった農業経営改善計画は、下記のとおり { 認定  
変更を認定 }

したので通知します。

記

1 認定番号

2 認定日 年 月 日

3 有効期限 年 月 日まで

第3号様式（第4条、第5条関係）

番 号  
年 月 日

板橋区農業経営改善計画不認定等通知書

(宛先)

板橋区長



年 月 日付けで申請のあった農業経営改善計画は、下記の理由により { 認定  
変更を認定 }

しませんので通知します。

記

理由

番 号  
年 月 日

（宛先）

板橋区長



板橋区農業経営改善計画認定取消通知書

下記のとおり農業経営改善計画の認定を取り消したので通知します。

記

1 取消しに係る農業経営計画

認定番号

認定日 年 月 日

有効期限 年 月 日まで

2 取消日 年 月 日

3 取消理由